

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2015年1月）傍聴
日 時： 2015年1月20日（火）～1月22日（木）
場 所： ロンドン IASB本部
出張者： 企業会計基準委員会 研究員 倉永 誠

IASB 会議（2015年1月）傍聴報告

日時：2015年1月20日（火）～1月22日（木）

（1月21日（水）のリースのセッションのみ FASB との合同会議。それ以外のセッションは IASB 単独の会議である。）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2015年1月20日、21日及び22日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。議論されたトピックは以下のとおりであった。

- リース（アジェンダ・ペーパー3）
- 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）
- 「IFRS for SMEs」：包括的見直し 2012-2014年（アジェンダ・ペーパー5）
- 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）
- IAS 第19号「従業員給付」及び IFRIC 第14号「IAS 第19号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の狭い範囲の修正（アジェンダ・ペーパー12A-12C）
- 純損益を通じた公正価値での投資先の測定：投資ごとの選択か、首尾一貫した方針の選択か（アジェンダ・ペーパー12D）
- 「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は抛却」：IFRS 第10号及び IAS 第28号の狭い範囲の修正（2014年9月公表）——IAS 第28号の第32項との相互関係（アジェンダ・ペーパー12E）
- 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
- 排出量取引スキーム（アジェンダ・ペーパー6）

【1月20日（火）】

■ リース（アジェンダ・ペーパー3）

（IASB の教育セッション）

IASB は、リースについての提案に関する教育セッションを開催した。IASB は、借手の開示要求を議論した。

何も決定事項はなかった。

【1月21日（水）】

■ リース（アジェンダ・ペーパー3）

（FASB との合同セッション）

FASB と IASB（両審議会）は、2015年1月21日に会合し、2013年5月の公開草案「リース」（2013年ED）における提案の再審議を継続した。具体的には、借手の開示要求を議論した。

全体的な開示目的

両審議会は、最終的なリース基準は開示目的（財務諸表利用者がリースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価できるようにすること）を含めるべきであると決定した。両審議会は、借手が開示目的を満たすのに必要な詳細さの水準を考慮するよう要求している2013年EDの提案を維持することも決定した。FASBメンバー全員とIASBメンバー全員が賛成した。

定量的な開示要求

両審議会は、借手にリース負債の期首残高と期末残高の調整表の開示を要求していた2013年EDの提案を維持しないことを決定した。FASBメンバー全員と12名のIASBメンバーが賛成した。IASBは、借手に使用权（ROU）資産の期首残高と期末残高の調整表の開示を要求していた2013年EDの提案を維持しないことも決定した。12名のIASBメンバーが賛成した。

FASBは、以下の定量的な項目の開示を借手に要求することを決定した。

- a. タイプAのリースの費用（使用权資産の償却とリース負債に係る利息を区別）。FASBメンバー全員が賛成した。
- b. タイプBのリースの費用。FASBメンバー全員が賛成した。
- c. 短期リースの費用（リース期間が1か月以下のリースに関する費用は除く）。5名のFASBメンバーが賛成した。
- d. 変動リースの費用。FASBメンバー全員が賛成した。
- e. 転リースの収益。FASBメンバー全員が賛成した。
- f. リース負債の測定に含まれている金額について支払った現金（営業キャッシュ・フローと財務キャッシュ・フロー、タイプAのリースとタイプBのリースを区別）。4名のFASBメンバーが賛成した。
- g. 使用权資産の獲得から生じたリース負債に関する補足的な非現金情報（タイプAのリースとタイプBのリースを区別）。6名のFASBメンバーが賛成した。
- h. 加重平均残存リース期間（タイプAのリースとタイプBのリースについて別々に開示）。FASBメンバー全員が賛成した。
- i. 報告日現在のタイプBのリースの加重平均割引率。FASBメンバー全員が賛成した。
- j. セール・アンド・リースバック取引から生じた利得及び損失。FASBメンバー全員が賛成した。

FASBは、借手の開示を表形式で提供することを借手に要求しないことを決定した。5名

の FASB メンバーが賛成した。

FASB は、開示する費用項目には、他の資産の原価の一部として資産化した金額も含まれる旨を明確化することを決定した。6名の FASB メンバーが賛成した。

IASB は、以下の定量的な項目の開示を借手に要求することを決定した。

- a. 使用権資産の償却（原資産の種類別に区分）。14名の IASB メンバー全員が賛成した。
- b. リース負債に係る利息。14名の IASB メンバー全員が賛成した。
- c. 短期リースの費用（リース期間が1か月以下のリースに関する費用は除く）。11名の IASB メンバーが賛成し、3名が反対した。
- d. 少額資産のリースの費用。13名の IASB メンバーが賛成し、1名が反対した。
- e. 変動リースの費用。14名の IASB メンバー全員が賛成した。
- f. 使用権資産の転リースによる収益。10名の IASB メンバーが賛成し、4名が反対した。
- g. リースに関するキャッシュ・アウトフローの合計額。13名の IASB メンバーが賛成し、1名が反対した。
- h. 使用権資産の追加。14名の IASB メンバー全員が賛成した。
- i. セール・アンド・リースバック取引から生じた利得及び損失。10名の IASB メンバーが賛成し、4名が反対した。
- j. 使用権資産の期末の帳簿価額（原資産の種類別に区分）。14名の IASB メンバー全員が賛成した。

IASB は、借手に次のことを要求することも決定した。

- すべての借手の開示を財務諸表の単一の注記か又は別個のセクションにおいて提供する。10名の IASB メンバーが賛成し、4名が反対した。
- 定量的な借手の開示を表形式で提供する（ただし、他の形式の方が適切となる場合を除く）。9名の IASB メンバーが賛成し、5名が反対した。

FASB は、借手がリース負債の満期分析を開示するという 2013 年 ED の提案（最低限、最初の 5 年間の各年度に係る割引前キャッシュ・フロー及び残りの年度に係る金額の合計を示し、割引前キャッシュ・フローを財政状態計算書に認識している割引後リース負債と調整する）を維持することを決定した。FASB メンバー全員が賛成した。

FASB は、借手にリースに関係する非リース構成部分のコミットメントの満期分析の開示を要求していた 2013 年 ED の提案を維持しないことを決定した。6名の FASB メンバーが賛成した。

FASB は、借手がリース契約の締結の結果として引き受けた重大なリース以外のコミットメントの存在及び契約条件に関する定性的な開示を提供することを要求しないことを決定した。4名の FASB メンバーが賛成した。

IASB は、借手が IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 39 項及び B11 項に従ってリース負

債の満期分析を開示するよう要求すべきであると決定した。借手は、この満期分析と、他の金融負債の満期分析とを区別して開示することを要求されることになる。IASB メンバー全員が賛成した。

定性的な開示要求

FASB は、2013 年 ED で提案した定性的な開示要求（借手に以下の定性的な項目の開示を要求）を維持することを決定した。

- a. リース（及び転リース）の内容に関する情報。これには下記のものが含まれる。
 - i. それらのリースの全般的な記述
 - ii. 変動リース料の算定基礎及び契約条件
 - iii. 当該リースを延長又は解約するオプションの存在及び契約条件。借手は、使用权資産及びリース負債の一部として認識しているオプション及びそうでないオプションについて説明的開示を提供しなければならない。
 - iv. 借手が提供している残価保証の存在及び契約条件
 - v. リースにより課されている制限又は特約
- b. まだ開始していないが借手にとっての重大な権利及び義務を創出するリースに関する情報
- c. リース基準の要求事項を適用する際に行った重要な仮定及び判断に関する情報。これには、下記のものが含まれる場合がある。
 - i. 契約がリースを含んでいるのかどうかの判定
 - ii. 契約における対価のリース構成部分と非リース構成部分との間での配分
 - iii. 割引率の決定
- d. セール・アンド・リースバック取引の主要な契約条件
- e. 短期リースの免除規定について会計方針の選択を行ったのかどうか

4名の FASB メンバーが賛成した。

FASB は、定性的開示を提供すべき詳細さの水準を記述する際に、顧客との契約から生じる収益に関する Topic 606 におけるガイダンスと同様の分解のガイダンスを含めることはしないと決定した。4名の FASB メンバーが賛成した。

IASB は、2013 年 ED で提案した定性的な開示要求は維持せずに、借手が全体的な開示目的を満たすのに十分な追加的な情報の開示を要求することを決定した。IASB は、この要求を具体的な開示目的のリストで補足すること、及びどのように借手がこの要求に従う可能性があるのかを示すため設例を最終的なリース基準に含めることを決定した。IASB メンバー全員が賛成した。

非公開企業に関する考慮

FASB は、非公開企業（すなわち、公開企業ではない他のすべての企業）に開示要求から

の所定の救済措置を設けないことを決定した。したがって、借手の開示パッケージは、公開企業と非公開企業の両方に同じように適用される。IASB メンバー全員が賛成した。

今後のステップ

両審議会は、今後の合同ボード会議で再審議を継続する。

■ 「概念フレームワーク」（アジェンダ・ペーパー10）

1月21日に、IASBは「概念フレームワーク」公開草案の文案作成中に生じた論点を議論した。

アジェンダ・ペーパー10：整理論点

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 目的適合性、忠実な表現及びコストと便益の制約を、認識規準として記述する（資産又は負債を認識すべきかどうかを決定する際に考慮すべき要因としてではなく）。12名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、2名のIASBメンバーが反対した。
- b. 経済的資源の定義の中の「能力がある」という用語を「潜在能力がある」という用語に置き換える。したがって、公開草案では、経済的資源は次のような定義となる。

経済的資源とは、経済的便益を生み出す潜在能力がある権利である。

IASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

さらに、IASBは、公開草案には次のことを含めるべきであると暫定的に再確認した。

- a. 純損益に含まれる収益及び費用は、次のようなものであるという考え方
 - i. 企業が当該期間中に自らの経済的資源に対して生み出したリターンを描写する、かつ
 - ii. 将来キャッシュ・フローの見通しの評価に役立つ情報を提供するしかし、IASBは、この考え方を、純損益の目的として記述することはしないことを暫定的に決定した。

12名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成し、2名のIASBメンバーが反対した。
- b. 財務諸表は、報告企業全体の観点から作成すべきであるという記載。12名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、2名のIASBメンバーが反対した。

今後のステップ

IASBは、公開草案を2015年の第1四半期に公表する予定である。

■ 「IFRS for SMEs」：包括的見直し2012-2014年（アジェンダ・ペーパー5）

IASBは、2015年1月21日に会合し、「中小企業（SMEs）向けIFRS」の修正の書面投票プロセス中に生じた論点を議論した。それらの修正は、「IFRS for SMEs」の最初の包括的見直しの結果生じたものである。この論点は、有形固定資産に再評価モデルを使用する選択肢の経過措置に関するものであった。IASBは、再評価モデルを使用する選択肢を、企業が修正を初めて採用する期間の期首から将来に向かって適用するように要求することを決定した。IASBメンバー全員が賛成した。

今後のステップ

修正は2015年の前半に公表予定である。

IASBは、2015年2月会議で「IFRS for SMEs」の将来の見直しの手続について議論する。

■ 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

（IASBの教育セッション）

アジェンダ・ペーパー11A：プロジェクトに関するアップデート

IASBは1月22日に会合し、開示に関する取組みにおいて進行中の作業に関するアップデートを受け取った。このアップデートには、開示に関する取組みを構成している各活動の概要、Hans Hoogervorst議長が2013年6月に発表した10ポイント・プランに照らした活動の進展状況が含まれていた。IASBは、IFRSファイリングとタクソノミに関する法域プロファイルのプロジェクトに関するアップデートも受け取った。

何も決定事項はなかった。

今後のステップ

2月会議でIASBは、完全な1組の財務諸表における非IFRS情報及び注記の内容を開示原則プロジェクトの一部として議論する。

■ IAS第19号「従業員給付」及びIFRIC第14号「IAS第19号——確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の狭い範囲の修正（アジェンダ・ペーパー12A-12C）

IASBは、IAS第19号及びIFRIC第14号の修正についてのIFRS解釈指針委員会からの提案を議論した。

アジェンダ・ペーパー12B：独立した受託者が一方的なパワーを有している場合における確定給付制度からの積立超過の返還の利用可能性

IASBは、受託者が給付を増額するか又は制度を終了するパワーが、返還に対する事業主

の無条件の権利に影響を与える（したがって、IFRIC 第 14 号に従い、資産の認識を制限する）のかどうかの明確化についての解釈指針委員会からの提案を議論した。

今回の会議で、IASB は、IFRIC 第 14 号を次のことを明確化するために修正すべきであるという解釈指針委員会からの提案に暫定的に同意した。

- a. 企業が将来の返還に基づいて資産として認識する積立超過の金額には、他の当事者（例えば、制度の受託者）が他の目的に使用する（例えば、制度加入者のための給付を増額する）一方的なパワーを有している金額を含めるべきではない。
- b. 他の当事者が制度の終了や徐々の清算の阻止を一方的に決定できる場合には、企業は、IFRIC 第 14 号の第 11 項 (b) で述べている制度の徐々の清算を前提とすべきではない。
- c. 他の当事者が年金約定を変更せずに年金保険を購入するか又は他の投資の意思決定を行う一方的なパワーは、投資の意思決定を行うパワーであり、したがって、制度負債の清算によって制度を終了するパワーとも給付の増額に積立超過を使用するパワーとも異なる。
- d. 企業が返還又は将来掛金の減額の利用可能性を決定する際に、企業は、実質的に制定されている法的要求を考慮するとともに、契約上合意されている契約条件及び推定的債務を考慮すべきである。

IASB は、制度改訂、縮小又は清算が生じる場合には次のようにすべきである旨を明確化するために、IAS 第 19 号を修正すべきであるという解釈指針委員会からの提案に暫定的に同意した。

- a. 清算又は過去勤務費用に係る利得又は損失は、IAS 第 19 号の第 99 項から第 112 項に従って計算して純損益に認識する。
- b. 企業は更新後の積立超過に適用される資産上限額を再評価し、資産上限額の修正をその他の包括利益に認識する（IAS 第 19 号の第 57 項 (d) (iii) の要求のとおり）。

また、IASB は、企業が給付を増額する法的債務又は推定的債務が IAS 第 19 号の第 61 項に従って発生している場合には、企業は IAS 第 19 号の第 88 項に従って当該債務を確定給付制度債務の測定に反映すべきであるという解釈指針委員会の所見に暫定的に同意した。

14 名の IASB メンバー全員が賛成した。

アジェンダ・ペーパー 12C：制度改訂、縮小又は清算時の再測定

IAS 第 19 号の第 99 項は、制度改訂、縮小又は清算が生じる場合には、確定給付負債（資

産)の純額を再測定することを企業に要求している。IASBは、この状況における当期勤務費用及び利息純額の計算の明確化を求めた解釈指針委員会からの提案を議論した。

今回の会議で、IASBは、IAS第19号を次のことを明確化するために修正すべきであるという解釈指針委員会からの提案に暫定的に同意した。

- a. IAS第19号の第99項に従って確定給付負債(資産)の純額を再測定する場合には、
 - i. 再測定後の残りの期間に係る当期勤務費用及び利息純額は、再測定に適用した仮定を用いて算定すべきである。
 - ii. 企業は、残りの期間に係る利息純額を再測定後の確定給付負債(資産)の純額に基づいて計算すべきである。
- b. 制度改訂又は縮小の前の当報告期間の勤務費用は当期勤務費用であり、過去勤務費用の影響を受けるべきではなく、過去勤務費用に含めるべきでもない。

IASBは、確定給付負債(資産)の純額の再測定の要求は制度ごとに決定されるという解釈指針委員会の所見に暫定的に同意した。

11名のIASBメンバーが賛成し、3名が反対した。

アジェンダ・ペーパー12B及びアジェンダ・ペーパー12Cにおける修正の経過措置及び初度適用

IASBは、次の事項に同意した。

- a. 企業は、IFRIC第14号及びIAS第19号の修正を遡及適用すべきであるが、従業員給付費用を含むがIAS第19号の範囲に含まれない資産(例えば、棚卸資産)の帳簿価額の遡及修正の免除を与えるべきである。
- b. IAS第19号の修正の早期適用を認めるべきである。
- c. IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正は必要ない。

14名のIASBメンバー全員が賛成した。

今後のステップ

IASBは、アジェンダ・ペーパー12B及びアジェンダ・ペーパー12Cに記述している提案を1つの修正にまとめる予定であり、それらの修正案に関して実施したデュー・プロセスの検討を今後の会議で行う。

■ **純損益を通じた公正価値での投資先の測定：投資ごとの選択か、首尾一貫した方針の選択か（アジェンダ・ペーパー12D）**

IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第18項は、関連会社又は共同支配企業に対する投資がベンチャー・キャピタル企業又は他の適格企業に保有されている場合には、異なる測定基礎を認めている。関連会社又は共同支配企業に対する投資がそうした企業に保有されている場合には、企業は、当該投資を純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる。

2014年11月に、IFRS 解釈指針委員会は、この選択は投資ごとのベースで利用可能なのか、それとも、その選択はすべての関連会社及び共同支配企業の測定に首尾一貫して適用しなければならないのかを議論した。IASB は、2011年のIAS 第28号の改訂の際には、同基準の従前の版で利用可能であった測定の選択を変更せずに引き継ぐ意図であったことに留意した。したがって、IASB は、当該選択は投資ごとに利用可能である旨を明確化することを暫定的に決定した。

さらに、投資企業でない企業が、投資企業である関連会社又は共同支配企業を有している場合がある。IASB は、IAS 第28号の第36A項では、こうした企業が持分法を適用する際に当該投資企業である関連会社又は共同支配企業が使用した公正価値測定を維持する選択を認めていることに留意した。IASB は、この選択も投資ごとに利用可能である旨を明確化することを決定した。

10名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、4名が反対した。

今後のステップ

IASB は、これらの修正を年次改善プロセスの一部として提案する。

■ **「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」：IFRS 第10号及びIAS 第28号の狭い範囲の修正（2014年9月公表）——IAS 第28号の第32項との相互関係（アジェンダ・ペーパー12E）**

IASB は、2014年9月に公表したIFRS 第10号「連結財務諸表」及びIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の狭い範囲の修正の意図しなかった帰結を議論した。当該修正は、特定の状況において、子会社に対する支配の喪失時に生じる利得の一部を認識しないことを要求した。それらの状況は、企業が旧子会社に対する投資を保持し、旧子会社に対する重要な影響力又は共同支配のいずれかを有している場合に生じる。利得のうち認識されない部分は、旧子会社に対して保持している投資の帳簿価額から消去することが要求される。

IASBは、2014年9月修正で要求している利得の消去は、IAS第28号の第32項(b)との矛盾を生じているように思われると知らされた。同項では、取得した関連会社（又は共同支配企業）の純資産の公正価値が、当該関連会社（又は共同支配企業）の取得原価を上回る超過額を収益として認識することを要求している。記述している限定的な状況でIAS第28項の第32項(b)の要求事項を適用すると、2014年9月修正で要求している利得の消去を戻し入れる結果となる。

IASBは、IFRS第10号及びIAS第28号の要求事項の明確化を、次のことにより行うことを暫定的に決定した。

- a. IFRS第10号を修正する（記述している限定的な状況において、保持している投資の当初認識時の取得原価は当該投資の公正価値であり、消去される利得又は損失は事後の調整である旨を説明する）。
- b. 以下の状況についてIAS第28号を修正する。
 - i. 関連会社又は共同支配企業が、子会社に対する支配の喪失後に保持している残存持分から生じており、かつ
 - ii. 関連会社又は共同支配企業が事業を含んでいない。

これは、IAS第28号の第32項で要求している取得の会計処理の目的上、関連会社又は共同支配企業の当初認識時の取得原価は支配喪失日における投資の公正価値であり、IFRS第10号の第99A項で要求される利得又は損失の消去前に算定される旨を説明するためである。

IASBは、2014年9月のIFRS第10号及びIAS第28号の修正の発効日の延期を提案することも暫定的に決定した。この明確化案と2014年9月修正との相互関係を踏まえてのことである。IASBは、この提案と2014年9月修正の発効日を同じにする意向である。

14名のIASBメンバー全員が賛成した。

今後のステップ

IASBは、これらの修正のデュー・プロセスのレビューを今後の会議で行う予定である。IASBは、これらの修正案と、IAS第28号を修正する他の提案（すでに書面投票が行われている）をまとめることを計画している。2015年の第2四半期に公開草案を公表する予定である。

■ 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

IASBは2015年1月22日に会合し、新しい保険契約基準の発効日が最短でもIFRS第9号「金融商品」の強制発効日の後となるという事実を踏まえ、移行の救済措置を議論した。

IASBは、2013年公開草案での移行の救済措置の提案を暫定的に確認した。新しい保険契約基準の適用開始時に、次のようにするというものである。

- a. 企業は、会計上のミスマッチを除去（又は大幅に低減）するために、IFRS第9号の4.1.5項に従って公正価値オプションにより金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして新たに指定することが認められる。
- b. 企業は、IFRS第9号の4.1.5項に従って過去の指定の理由となった会計上のミスマッチがもはや存在していない場合には、当該金融資産の過去の公正価値オプションの指定を取り消すことが要求される。
- c. 企業は、資本性金融商品に対する投資をIFRS第9号の5.7.5項に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして新たに指定すること、及び、過去の指定を取り消すことが認められる。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、次の事項を暫定的に決定した。

- a. 新しい保険契約基準の適用開始日に、企業に金融資産の事業モデルを再評価することを許容又は要求する追加的な移行の救済措置を設けることを検討する。この再評価は、IFRS第9号の4.1.2項(a)又は4.1.2A項(a)の事業モデルの評価の条件及び新しい保険契約基準の適用開始日に存在する事実及び状況に基づいたものとなる。
- b. 保険契約を発行する企業に対して、IFRS第9号の強制発効日の延期を検討することはしない。

13名のIASBメンバーがこの決定に賛成し、1名のIASBメンバーは反対した。

今後のステップ

IASBは、今後の会議で保険契約プロジェクトに関する議論を継続する。

■ 排出量取引スキーム（アジェンダ・ペーパー6）

IASBは2015年1月22日に会合し、排出量取引スキームについてのプロジェクト計画を議論した。この計画は、2014年の第4四半期に開催されたIASB、世界作成者フォーラム、会計基準アドバイザー・フォーラムの各会議で示された初期的な見解を反映したものである。

アジェンダ・ペーパー6：プロジェクト計画

IASBは、次のことに暫定的に合意した。

- a. 汚染物質の排出量の管理に排出枠及び他の財務ツールを使用するさまざまなスキームの会計処理を検討するため、本プロジェクトに広い範囲を設定するとともに、このより広い範囲を反映するようにプロジェクト名を変更する。
- b. 「フレッシュ・スタート」アプローチを本プロジェクトに採用する。すなわち、IASBは、過去のプロジェクトで行った暫定決定から始めるのではなく、こうしたスキームの財務上の影響を確立してから、それらの中で生じる構成要素の組合せを会計処理する方法を新たに検討することになる。
- c. 調査研究やアウトリーチについて他の基準設定主体と協力して作業する。

- d. 最初のデュー・プロセスのアウトプットとしてディスカッション・ペーパーを開発する。

IASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

スタッフは、考え得る会計処理のアプローチの審議をIASBに求める前に、さまざまなスキームの調査研究を継続する。

以上

付録 スケジュール

1月20日（火）：IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
15：30-16：30	リース[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー3）

1月21日（水）：リースのみ FASB との合同会議、リース以外は IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
10：15-11：45	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）
11：45-12：00	IFRS for SMEs：包括的見直し 2012-2014 年（アジェンダ・ペーパー5）
12：00-13：00	昼食
13：00-15：00	リース（アジェンダ・ペーパー3）
15：00-15：15	休憩
15：15-17：15	リース（アジェンダ・ペーパー3）

1月22日（木）：すべて IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
09：00-10：00	開示に関する取組み[教育セッション]（アジェンダ・ペーパー11）
10：00-10：15	休憩
10：15-11：30	IFRS IC（アジェンダ・ペーパー12）
11：30-12：00	保険契約（アジェンダ・ペーパー2）
12：00-12：30	排出量取引スキーム（アジェンダ・ペーパー6）